

令和 8 年第 2 回

# 長万部町議会定例会会議録

令和 8 年 6 月 1 6 日 開会

令和 8 年 6 月 1 9 日 閉会

長 万 部 町 議 会

# 目 次

令和 8 年 6 月 1 6 日（火曜日）第 1 号

|                                                            |      |
|------------------------------------------------------------|------|
| ○招集年月日                                                     | 1 頁  |
| ○招集の場所                                                     | 1 頁  |
| ○開 議 日 時                                                   | 1 頁  |
| ○応 招 議 員                                                   | 1 頁  |
| ○不応招議員                                                     | 1 頁  |
| ○出 席 議 員                                                   | 1 頁  |
| ○欠 席 議 員                                                   | 1 頁  |
| ○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名                        | 1 頁  |
| ○本会議に職務のため出席した者の職氏名                                        | 1 頁  |
| ○議 事 日 程                                                   | 2 頁  |
| ○開会・開議宣告・議事日程                                              | 4 頁  |
| ○町長挨拶                                                      | 4 頁  |
| ○諸般の報告                                                     | 5 頁  |
| ○会議録署名議員の指名                                                | 5 頁  |
| ○会期の決定                                                     | 5 頁  |
| ○町長行政報告                                                    | 5 頁  |
| ○承認第 1 号 専決処分の承認について<br>(長万部町税条例の一部を改正する条例)                | 5 頁  |
| ○承認第 2 号 専決処分の承認について<br>(長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)          | 8 頁  |
| ○承認第 3 号 専決処分の承認について<br>(令和 7 年度長万部町一般会計補正予算 (第 11 号))     | 9 頁  |
| ○承認第 4 号 専決処分の承認について<br>(令和 8 年度長万部町一般会計補正予算 (第 1 号))      | 11 頁 |
| ○議案第 1 号 長万部町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例                    | 12 頁 |
| ○議案第 2 号 長万部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | 12 頁 |
| ○議案第 3 号 長万部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例         | 13 頁 |
| ○議案第 4 号 長万部放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の                |      |

|              |                                                     |     |
|--------------|-----------------------------------------------------|-----|
|              | 一部を改正する条例 -----                                     | 15頁 |
| ○議案第5号       | 長万部乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の<br>一部を改正する条例 ----- | 16頁 |
| ○議案第6号       | 財産の取得について（庁内LAN用パソコン） -----                         | 18頁 |
| ○議案第7号       | 令和8年度長万部町一般会計補正予算（第2号） -----                        | 19頁 |
| ○議案第8号       | 令和8年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第1号） -----                    | 21頁 |
| ○議案第9号       | 令和8年度長万部町水道事業会計補正予算（第1号） -----                      | 22頁 |
| ○議案第10号      | 令和8年度長万部町病院事業会計補正予算（第1号） -----                      | 23頁 |
| ○報告第1号       | 令和7年度長万部町一般会計予算の繰越について -----                        | 24頁 |
| ○報告第2号       | 令和7年度長万部町土地区画整理事業特別会計予算の繰越について -----                | 24頁 |
| ○報告第3号       | 令和7年度長万部町水道事業会計予算の繰越について -----                      | 25頁 |
| ○報告第4号       | 令和7年度長万部町公共下水道事業会計予算の繰越について -----                   | 26頁 |
| ○諸般の報告 ----- |                                                     | 26頁 |
|              | （同意第1号から同意第9号まで一括議題） -----                          | 27頁 |
| ○同意第1号       | 長万部町農業委員会委員の任命について                                  |     |
| ○同意第2号       | 長万部町農業委員会委員の任命について                                  |     |
| ○同意第3号       | 長万部町農業委員会委員の任命について                                  |     |
| ○同意第4号       | 長万部町農業委員会委員の任命について                                  |     |
| ○同意第5号       | 長万部町農業委員会委員の任命について                                  |     |
| ○同意第6号       | 長万部町農業委員会委員の任命について                                  |     |
| ○同意第7号       | 長万部町農業委員会委員の任命について                                  |     |
| ○同意第8号       | 長万部町農業委員会委員の任命について                                  |     |
| ○同意第9号       | 長万部町農業委員会委員の任命について                                  |     |
| ○同意第10号      | 長万部町農業委員会委員の任命について -----                            | 29頁 |
| ○同意第11号      | 長万部町農業委員会委員の任命について -----                            | 30頁 |
| ○休会の決定 ----- |                                                     | 30頁 |
| ○散会宣告 -----  |                                                     | 31頁 |

## 令和8年第2回長万部町議会定例会（第1日目）

◎招集年月日 令和 8年 6月16日（火）

◎招集の場所 長万部町役場 議場

◎開議日時 令和 8年 6月16日（火） 午前10時00分

### ◎応招議員（9名）

|    |         |     |         |
|----|---------|-----|---------|
| 1番 |         | 6番  | 高 森 功 治 |
| 2番 | 橋 本 收 司 | 7番  | 長 崎 厚   |
| 3番 | 辻 紀 樹   | 8番  | 高 橋 克 英 |
| 4番 | 大 谷 敏 弥 | 9番  | 村 川 毅   |
| 5番 | 北 川 佳 嗣 | 10番 | 柏 倉 恵里子 |

◎不応招議員 なし

◎出席議員 応招議員に同じ

◎欠席議員 不応招議員に同じ

### ◎地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|           |         |               |         |
|-----------|---------|---------------|---------|
| 町 長       | 木 幡 正 志 | 水道ガス課長        | 田 中 俊 和 |
| 副 町 長     | 佐 藤 英 代 | 水道ガス課参事       | 廣 田 栄   |
| 総 務 課 長   | 佐 藤 久   | 出 納 室 長       | 工 藤 貴 司 |
| 危機対策室長    | 吉 田 泰 博 | 消 防 長         | 沼 田 明 宏 |
| まちづくり推進課長 | 小山内 敏 洋 | 病 院 事 務 長     | 橋 本 啓 一 |
| 新幹線推進課長   | 岸 上 尚 生 | 病 院 参 事       | 加 藤 典 明 |
| 税 務 課 長   | 小 川 洋   | 教 育 長         | 近 藤 英 隆 |
| 町 民 課 長   | 増 田 理 恵 | 学 校 教 育 課 長   | 神 野 隆 之 |
| 保健福祉課長    | 田 野 憲 哉 | 社 会 教 育 課 長   | 米 代 剛   |
| 産業振興課長    | 田 中 浩   | 選挙管理委員会事務局書記長 | 佐 藤 久   |
| 建設課長      | 上 野 訓   | 監 査 事 務 局 長   | 佐々木 学   |
|           |         | 農業委員会事務局長     | 田 中 浩   |

### ◎本会議に職務のため出席した者の職氏名

|               |         |
|---------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長   | 佐々木 学   |
| 議 会 事 務 局 主 査 | 本 前 武 広 |
| 議 事 係         | 川 村 界 斗 |

---

◎議事日程

|       |        |                                                   |
|-------|--------|---------------------------------------------------|
| 日程第1  |        | 会議録署名議員の指名                                        |
| 日程第2  |        | 会期の決定                                             |
| 日程第3  |        | 町長行政報告                                            |
| 日程第4  | 承認第1号  | 専決処分の承認について<br>(長万部町税条例の一部を改正する条例)                |
| 日程第5  | 承認第2号  | 専決処分の承認について<br>(長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)          |
| 日程第6  | 承認第3号  | 専決処分の承認について<br>(令和7年度長万部町一般会計補正予算(第11号))          |
| 日程第7  | 承認第4号  | 専決処分の承認について<br>(令和8年度長万部町一般会計補正予算(第1号))           |
| 日程第8  | 議案第1号  | 長万部町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例                    |
| 日程第9  | 議案第2号  | 長万部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第10 | 議案第3号  | 長万部町家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例         |
| 日程第11 | 議案第4号  | 長万部放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例       |
| 日程第12 | 議案第5号  | 長万部乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例         |
| 日程第13 | 議案第6号  | 財産の取得について(庁内LAN用パソコン)                             |
| 日程第14 | 議案第7号  | 令和8年度長万部町一般会計補正予算(第2号)                            |
| 日程第15 | 議案第8号  | 令和8年度長万部町介護保険特別会計補正予算(第1号)                        |
| 日程第16 | 議案第9号  | 令和8年度長万部町水道事業会計補正予算(第1号)                          |
| 日程第17 | 議案第10号 | 令和8年度長万部町病院事業会計補正予算(第1号)                          |
| 日程第18 | 報告第1号  | 令和7年度長万部町一般会計予算の繰越について                            |
| 日程第19 | 報告第2号  | 令和7年度長万部町土地区画整理事業特別会計予算の繰越について                    |
| 日程第20 | 報告第3号  | 令和7年度長万部町水道事業会計予算の繰越について                          |
| 日程第21 | 報告第4号  | 令和7年度長万部町公共下水道事業会計予算の繰越について                       |
| 日程第22 | 同意第1号  | 長万部町農業委員会委員の任命について                                |
| 日程第23 | 同意第2号  | 長万部町農業委員会委員の任命について                                |
| 日程第24 | 同意第3号  | 長万部町農業委員会委員の任命について                                |
| 日程第25 | 同意第4号  | 長万部町農業委員会委員の任命について                                |
| 日程第26 | 同意第5号  | 長万部町農業委員会委員の任命について                                |
| 日程第27 | 同意第6号  | 長万部町農業委員会委員の任命について                                |
| 日程第28 | 同意第7号  | 長万部町農業委員会委員の任命について                                |
| 日程第29 | 同意第8号  | 長万部町農業委員会委員の任命について                                |
| 日程第30 | 同意第9号  | 長万部町農業委員会委員の任命について                                |

日程第31 同意第10号 長万部町農業委員会委員の任命について  
日程第32 同意第11号 長万部町農業委員会委員の任命について

---

---

## ◎開会・開議宣告・議事日程

---

### 10時00分 開会

○議長（柏倉恵里子） ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより令和8年第2回長万部町議会定例会を開会いたします。

---

## ◎町長挨拶

---

○議長（柏倉恵里子） 日程に入る前に、今定例会の開会にあたり、町長より挨拶の申し出がありますのでこれを許可いたします。

木幡町長。

〔町長（木幡正志）登壇〕

○町長（木幡正志） 議員の皆様おはようございます。本定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和8年第2回町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様にご参集賜り厚くお礼を申し上げます。

はじめに、私の入院加療のため、法令等に則り3月9日から職務代理を設置しておりましたが、4月30日をもって終了し、5月7日から勤務を再開しております。また、私の進退につきまして、去る5月24日に報道機関の取材を受け、7月12日執行予定の任期満了に伴う長万部町長選挙に立候補する意向を表明いたしました。議員各位におかれましては、すでに報道等によりご承知のことと存じますが、改めてこの場をお借りしてご報告を申し上げるものであります。

なお、任期満了までの間、引き続き町政運営に全力を尽くし、町民生活の向上と町の発展のため、諸課題への対応に誠心誠意取り組んでまいり所存であります。

次に、北海道新幹線について、5月26日北海道新幹線建設促進期成会として、北海道知事、札幌市長をはじめ関係自治体の首長とともに、国土交通省佐々木副大臣に対して直接要望を行い、本町からは、北海道新幹線整備に伴う自治体負担の重さについて現状を強く訴えるとともに、早期開業に向けた一層の取組を求めたところであります。

また、本町独自の要望活動として、新幹線貨物構想及び長万部町への貨物ターミナル駅誘致について、国土交通省五十嵐鉄道局長に対し要望を行い、翌27日には鉄道・運輸機構の綿貫理事に対して同様の要望を行いました。

さらに、道内選出の国会議員の皆様にも、本町の取組について説明を行い、実現に向けたご理解とご協力をお願いしてきたところであります。

今後とも、我が町の将来を見据え、あらゆる機会を捉えて要望活動を展開してまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本定例会に提案した議案は、条例の一部改正や各会計補正予算など29件となっております。議案上程の都度、担当説明員から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。報告とさせていただきます。

〔町長（木幡正志）自席へ〕

○議長（柏倉恵里子） 以上で、町長の挨拶を終わります。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

### ◎諸般の報告

---

○議長（柏倉恵里子） 諸般の報告を事務局長からいたします。

佐々木事務局長。

○議会事務局長（佐々木学） 諸般の報告をいたします。監査委員から2月、3月、4月分例月出納検査結果報告書と、渡島廃棄物処理広域連合議会議員から会議結果報告書が提出されましたので、その写しをお手元に配付いたしました。

次に、閉会中に議長において議員の派遣を決定しましたので報告いたします。決定した議員の派遣は、全国町議会議長会主催の、議長・副議長研修会であります。また、議員派遣結果報告書が提出されましたのでお手元に配付いたしました。

次に、本定例会に議案等の説明のため、あらかじめ町長、教育長その他執行機関及びそれぞれ委任または嘱託を受けた説明員の出席を求めています。以上であります。

○議長（柏倉恵里子） 以上で諸般の報告を終わります。

---

### ◎会議録署名議員の指名

---

○議長（柏倉恵里子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において5番北川議員、6番高森議員を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

---

○議長（柏倉恵里子） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から6月19日までの4日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって会期は本日から6月19日までの4日間と決定いたしました。

---

### ◎町長行政報告

---

○議長（柏倉恵里子） 日程第3、町長行政報告につきましては、別紙印刷して配付しておりますので朗読及び説明を省略いたします。

以上で、町長行政報告を終わります。

---

### ◎承認第1号 専決処分の承認について

（長万部町税条例の一部を改正する条例）

---

○議長（柏倉恵里子） 日程第４、承認第１号専決処分の承認について（長万部町税条例の一部を改正する条例）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

小川税務課長。

○税務課長（小川洋） ただいま上程されました、承認第１号専決処分の承認について、その内容をご説明いたします。

この専決処分は、長万部町税条例の一部を改正する条例であります。地方税法等の一部を改正する法律が令和８年３月３１日に公布されたことに伴い、地方自治法第１７９条第１項の規定により、令和８年３月３１日付けで専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定により議会の承認をお願いするものであります。

今回の改正は、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う種別割を軽自動車税に改める規定の整備、その他、税制改正に伴う条文整備や、文言の整理等を行うものであります。

議案には１頁から３６頁までの新旧対照表と、１頁から２頁までの一部改正の概要を添付しております。改正内容につきましては、一部改正の概要により説明いたします。

一部改正の概要の１頁をご覧ください。改正条文の第１８条の３は納税証明事項。第１９条は納期限後に納付した、または納入する税金または納入金に係る延滞金。第８０条第１項から第３項は軽自動車税の納税義務者等。第８１条第１項から第４項は軽自動車税のみならず課税。第８１条の３から第８１条の８第１項から第２項は、廃止となる軽自動車税環境性能割の課税標準等。第８２条から第８９条第１項から第３項は、軽自動車税環境性能割廃止に伴い種別割を軽自動車税に改めるもの。第９０条第１項から第２項及び第４項から第５項は身体障害者等に対する軽自動車税の減免。第９１条第２項及び第７項は、原動機付き自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等。附則第１５条の２第１項から第４項、第１５条の３、第１５条の３の２第１項から第２項、第１５条の４、第１５条の５、第１５条の６第１項から第２項、第１６条第１項から第４項、第１６条の２第１項から第３項は廃止となる軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例等で、軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、種別割を軽自動車税に改める規定の整備及び関係条文の規定の整備であります。

第３３条第３項は所得割の課税標準で、特定大口株主配当等の特定配当等への追加の改正による規定の整備であります。

第３４条の７第２項は寄附金の税額控除で、個人町民税特例控除対象寄附金に係る法附則改正の読み替え規定の新設等に伴う規定の整備であります。

第３６条の２第１項、第３６条の３の２第１項及び第５項、第３６条の３の３第１項から第６項は町民税の申告等で、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直し及び項ずれに伴う規定の整備であります。

第６３条は固定資産税の免税点で、固定資産家屋及び償却資産の免税点の改正による規定の整備であります。

附則第６条は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例で、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例適用期間の延長に伴う規定の整備であります。概要は２頁をご覧ください。

附則第７条の３第１項から第３項、第７条の３の２第１項から第２項は、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除。附則第８条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例。附則第１６条の３第３項は、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例。附則第１６条

の4第3項は、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例。附則第17条第3項は、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例。附則第18条第5項は、短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例。第19条第2項は、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例。第20条第2項は、先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例。第20条の2第2項及び第5項は、特例摘要利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例。第20条の3第2項及び第5項は、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例で、それぞれ地方税法附則第5条の4の削除に伴う規定の整備であります。

附則第7条の4は、寄附金税額控除における特例控除額の特例。附則第19条の3第1項から第2項は、特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例で、特定暗号資産等に係る課税の見直しに係る規定の整備であります。

附則第9条の2は、個人の町民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等で、個人町民税特例控除対象寄附金の適用に係る規定の整備であります。

附則第10条の2第2項及び第5項から第17項は、法附則第15条第2項第5号等の条例で定める割合で、改修特別特定建築物に係る課税標準の特例措置のわがまち特例の割合を定める規定の新設に伴う整備及び項ずれによる規定の整備であります。

附則第10条の3第7項から第10項、第12項及び第15項から第16項は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告で、利便性等向上改修工事が行われた改修施設に対する固定資産税減額に係る規定の整備であります。

附則第17条の2第1項から第2項及び第4項は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例で、優良住宅地の造成のために土地等を譲渡した場合の特例の見直し及び適用期限の延長による規定の整備であります。

附則として、第1条は施行期日で、この条例は令和8年4月1日から施行する。ただし各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。第2条から第4条は経過措置で、町民税、固定資産税、軽自動車税をそれぞれ規定するものであります。

以上がただいま上程されました、承認第1号長万部町税条例の一部を改正する条例の内容であります。ご承認のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本件は承認することに決定いたしました。

---

## ◎承認第２号 専決処分の承認について

### （長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

---

○議長（柏倉恵里子） 日程第５、承認第２号専決処分の承認について（長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

小川税務課長。

○税務課長（小川洋） ただいま上程されました、承認第２号専決処分の承認について、その内容をご説明いたします。

この専決処分は、長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。地方税法等の一部を改正する法律が令和８年３月３１日に公布されたことに伴い、地方自治法第１７９条第１項の規定により、令和８年３月３１日付けで専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定により議会の承認をお願いするものであります。

今回の改正は、子ども子育て支援金制度の創設により健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、地方税法等の一部が改正されたことから、子ども子育て支援納付金を加え、法改正に伴う関係条文の整理及びその他所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正後、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。なお、内容は要約して説明させていただきます。

１頁をご覧ください。第２条は課税額で、第１項第１号中「及び」を「、」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども子育て支援法（平成２４年法律第６５号）の規定による子ども子育て支援納付金（以下この条において「子ども子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に第４号を加え、第２条第３項中「属する」の次に、「国民健康保険の」を加え、２頁をご覧ください。同条に第５項を加え、法律・政令改正に合わせ規定を整備するものであります。

第３条は、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額で、第３条第１項中「地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「法」という。）を「法」に改め、法律改正に合わせ規定を整備するものであります。

第５条の２は、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額で、第５条の２第１号中「第７条の２」の次に「、第９条の３」を加え、３頁をご覧ください。第９条の３の次に第９条の４、国民健康保険の被保険者に係る子ども子育て支援納付金課税額の所得割額、第９条の５、国民健康保険の被保険者に係る子ども子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額、第９条の６、１８歳以上被保険者に係る子ども子育て支援納付金課税額の１８歳以上被保険者均等割額、第９条の７、国民健康保険の被保険者に係る子ども子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額を加え、法律改正に合わせ規定を整備するものであります。

第２３条は、国民健康保険税の減額で、４頁をご覧ください。第２３条第１項各号列記以外の部分中、「並びに」を「、」に改め、同項中「場合には、１７万円」の次に「並びに同条第５項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が３万円を超える場合には、３万円）」を加え、同項第１号にキ、ク、ケを加えます。

５頁をご覧ください。第２３条第１項第２号中、「３０万５,０００円」を「３１万円」に改め、

同号にキ、ク、ケを加えます。

第23条第1項第3号中、「56万円」を「57万円」に改め、6頁をご覧ください。同号にキ、ク、ケを加え第23条第2項に第3号を加え法律・政令改正に合わせ規定を整備するものであります。

第23条第3項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、7頁をご覧ください。「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「地方税法施行規則第24条の30の5」を「地方税法施行規則第24条の30の6」に改め、同項に第7号、第8号、第9号を加え、第23条に第4項を加え、法律・政令改正に合わせ規定を整備するものであります。

8頁から13頁をご覧ください。第24条に見出しとして、「(国民健康保険税に関する申告)」を付し、附則第3項、第4項、第6項、第7項、第8項及び第9項中「第8条」の次に「、第9条の4」を加え、附則第10項及び第11項中「第6条、第8条」の次に「、第9条の4」を加え、附則第12項及び第13項中「第8条」の次に「、第9条の4」を加え、法律改正に合わせた規定の整備を行うものであります。

附則第1条は施行期日で、この条例は令和8年4月1日から施行する。

附則第2条は適用区分で、改正後の長万部町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとするものであります。

以上がただいま上程されました、承認第2号長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容であります。ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本件は承認することに決定いたしました。

---

### ◎承認第3号 専決処分の承認について

（令和7年度長万部町一般会計補正予算（第11号））

---

○議長（柏倉恵里子） 日程第6、承認第3号専決処分の承認について（令和7年度長万部町一般会計補正予算（第11号））の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） ただいま上程されました、承認第3号専決処分の承認について、その内容をご説明いたします。

この専決処分は、令和7年度長万部町一般会計補正予算（第11号）であります。地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年3月31日付けで専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、議会の承認をお願いするものであります。

専決処分いたしました補正予算（第11号）は、本年第1回町議会定例会の、一般会計補正予算（第10号）の説明の中で、譲与税等の決定は、例年どおり年度末となる見込みのため、専決処分をせざるを得ない旨ご説明しておりましたが、このたび最終決定等がありましたので、専決処分をいたしました。

今回の補正額は、歳入歳出にそれぞれ1億4,931万5,000円を追加し、補正後の予算総額を78億3,866万3,000円とするものであります。専決処分いたしました予算内容につきましては、補正予算書に添付しております概要により、歳入からご説明いたします。

地方譲与税は7万7,000円の追加で、内訳は、地方揮発油譲与税が146万5,000円の減額、自動車重量譲与税が229万7,000円の追加、森林環境譲与税が75万5,000円の減額であります。

利子割交付金は93万円の追加、配当割交付金は111万8,000円の追加、株式等譲渡所得割交付金は313万1,000円の追加、法人事業税交付金は279万9,000円の追加、地方消費税交付金は2,065万5,000円の追加、環境性能割交付金は271万4,000円の追加、地方交付税の特別交付税は8,866万6,000円の追加、交通安全対策特別交付金は8万9,000円の追加で、それぞれ交付額確定によるものであります。

国庫支出金は2,913万6,000円の追加で、総務費国庫負担金、災害救助費負担金5万6,000円の追加は、カムチャツカ半島沖地震での避難指示発令に伴う、避難所開設に要した費用の確定によるもの。土木費国庫補助金、除雪事業2,908万円の追加は、社会資本整備総合交付金の追加交付によるものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。総務費、一般管理費、積立金は、1億5,007万円の追加で、今回の補正で生じた財源を、後年度以降の財源調整のため、財政調整基金に積み立てするものであります。この積み立てをしたあとの、令和7年度末当基金残高見込額は、8億3,944万5,000円となります。

農林水産業費、林業総務費、積立金は75万5,000円の減額で、森林環境譲与税の譲与額確定に伴う減額であります。

以上がただいま上程されました、令和7年度長万部町一般会計補正予算（第11号）の内容であります。ご承認くださいますようお願いいたします。

**○議長（柏倉恵里子）** これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。5頁から8頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本件は承認することに決定いたしました。

---

◎承認第４号 専決処分の承認について

(令和８年度長万部町一般会計補正予算（第１号）)

---

○議長（柏倉恵里子） 日程第７、承認第４号専決処分の承認について（令和８年度長万部町一般会計補正予算（第１号））の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） ただいま上程されました、承認第４号専決処分の承認について、その内容をご説明いたします。

この専決処分は、令和８年度長万部町一般会計補正予算（第１号）であります。地方自治法第１７９条第１項の規定により、令和８年４月２９日付けで専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定により、議会の承認をお願いするものであります。

補正の内容は、４月２９日に発生した「クリーンおしま」の火災に伴う対応経費で、可燃ごみ仮置場賃借料のほか、代替処分場への運搬及び処理に要する経費を専決処分したもので、補正額は、歳入歳出にそれぞれ１，８３８万円を追加し、補正後の予算総額を５７億８，０３８万円とするものであります。

専決処分いたしました予算内容につきましては、補正予算書に添付しております概要により、歳出からご説明いたします。

衛生費１，８３８万円の追加はごみ処理費で、委託料７９０万８，０００円の追加は、ごみ運搬委託、使用料及び賃借料１，０４７万２，０００円の追加は土地借上料であります。

次に、歳入についてご説明いたします。繰入金、財政調整基金繰入金は１，８３８万円の追加で、今回の補正で不足する財源を当基金から取り崩し、収支の均衡を図るものであります。この基金取り崩し後の当基金残高見込額は、６億９，６９２万３，０００円となります。

以上がただいま上程されました、令和８年度長万部町一般会計補正予算（第１号）の内容であります。ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。４頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本件は承認することに決定いたしました。

---

## ◎議案第 1 号 長万部町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例

---

○議長（柏倉恵里子） 日程第 8、議案第 1 号長万部町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） ただいま上程されました、議案第 1 号長万部町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は、長万部町民体育館の廃止に伴い、公共施設の使用制限の対象施設ではなくなったため、条例の一部を改正するものであります。

条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表により、ご説明させていただきます。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

第 3 条中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号から第 14 号までを 1 号ずつ繰り上げるもので、附則として、この条例は公布の日から施行する。ものであります。

以上がただいま上程されました、議案第 1 号長万部町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

## ◎議案第 2 号 長万部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

---

○議長（柏倉恵里子） 日程第 9、議案第 2 号長万部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

田野保健福祉課長。

○保健福祉課長（田野憲哉） ただいま上程されました、議案第 2 号長万部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

議案に、新旧対照表とあわせて一部改正の要点の資料を付させていただいております。こちらで改正内容の要点についてご説明させていただきます。

1 の改正理由ですが、子ども・子育て支援法第 34 条第 2 項及び第 46 条第 2 項の規定により、

市町村は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営についての基準を条例で定めなければならないとされており、同法第34条第3項及び第46条第3項の規定において、その条例は国で定める基準に従い定め、又はそれを参酌するものとされております。

このたび、国の基準である「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」が改正されたことに伴い、本町の基準である本条例を改正するものであります。なお、いずれの条項の改正も、国で示されている基準の規定に準じた改正としております。

2の改正内容ですが、1点目は、満3歳以上限定小規模保育事業の創設で、従来の「小規模保育事業」は、19人以下の利用定員で、0～2歳の子どもの対象に保育を行う事業であり、保育の体制整備の状況その他の地域の事情を勘案して、3～5歳児を受け入れることも可能とされておりますが、子どもの保育の選択肢を広げる観点から、3～5歳児のみを対象とした満3歳以上限定小規模保育事業の実施が可能となり、これまでの小規模保育事業は、満3歳未満等小規模保育事業への変更となったことに伴い、必要な字句の修正及び規定の追加を行うものであります。

2点目は、学校教育法の条項の改正で、学校教育法第25条の条項の改正に伴い、必要な字句の修正を行うものであります。

3点目は、虐待等の禁止の改正で、特定教育・保育施設の職員の虐待禁止に加え、認定こども園及び幼稚園の職員の虐待禁止の規定の追加を行うものであります。

4点目は、その他所要の改正で、国の基準と整合するよう字句の整理を行うものであります。

3の施行期日であります。本条例の公布の日から施行するものであります。

以上がただいま上程されました、議案第2号長万部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

### ◎議案第3号 長万部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

---

○議長（柏倉恵里子） 日程第10、議案第3号長万部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

田野保健福祉課長。

○保健福祉課長（田野憲哉） ただいま上程されました、議案第3号長万部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

議案に、新旧対照表とあわせて一部改正の要点の資料を付させていただいております。こちらで改正内容の要点について、ご説明させていただきます。

1頁をご覧ください。1の改正理由ですが、児童福祉法第34条の16第1項の規定により、市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営についての基準を条例で定めなければならないとされており、同法第34条の16第2項の規定において、その条例は国で定める基準に従い定め、又はそれを参酌するものとされております。このたび、国の基準である「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」が改正されたことに伴い、本町の基準である本条例を改正するものであります。なお、いずれの条項の改正も、国で示されている基準の規定に準じた改正としております。

2の改正内容ですが、1点目は、満3歳以上限定小規模保育事業の創設で、従来の「小規模保育事業」は、19人以下の利用定員で、0～2歳の子どもの対象に保育を行う事業であり、保育の体制整備の状況その他の地域の事情を勘案して、3～5歳児を受け入れることも可能とされておりますが、子どもの保育の選択肢を広げる観点から、3～5歳児のみを対象とした満3歳以上限定小規模保育事業の実施が可能となり、これまでの小規模保育事業は、満3歳未満等小規模保育事業へと変更となったことに伴い、必要な字句の修正及び規定の追加を行うものであります。

2点目は、児童対象性暴力等の防止の制度化で、教育・保育などの子どもに接する場での子どもへの性暴力を防ぎ、子どもの心と体を守るため、児童対象性暴力等の防止が制度化され、子どもと接する業務の従事者について、過去の性犯罪歴の確認や安全確保のための措置をしなければならないとされたことに伴い、必要な規定の追加を行うものであります。

3点目は、乳幼児健康診査による保育所等の健康診断の代替で、家庭的保育事業者等は、乳幼児の健康診断等が行われた場合であって、それが利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、これらの健康診断の全部又は一部を行わないことができるとされたことに伴い、必要な規定の追加を行うものであります。

2頁をご覧ください。4点目は、地域限定保育士の制度化で、地域における保育人材確保のため、認定された特定の都道府県又は指定都市において実施される試験、筆記試験によるものであり、実技試験は講習の修了により免除された合格者が、特定の都道府県及び指定都市に限り保育業務に就くことができる地域限定保育士が制度化されたことに伴い、必要な字句の修正及び規定の追加を行うものであります。

5点目は、理学療法士等のみなし保育士の制度化で、保育所等において多様なニーズを抱えた子どもの受け入れを推進し、ニーズに応じた専門的な支援の確保・充実を図るため、保育士の数の算定に当たって、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員、障害児療育業務であって、子育ての知識及び経験を有する者を、1人に限り保育士とみなすことができるとなったことに伴い、必要な字句の修正及び規定の追加を行うものであります。

6点目は、長万部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正で、令和7年の条例改正において、満3歳以上満4歳未満の園児20人につき1

人以上の職員を置くこととされているところを、15人につき1人以上とするよう改められましたが、なお改正前の制度とすることができる経過措置が令和10年3月31日までとされたことに伴い、必要な字句の修正及び規定の追加を行うものであります。

7点目は、その他所要の改正で、国の基準と整合するよう字句の整理を行うものであります。

3の施行期日ですが、本条例の公布の日から施行とするものであります。第13条の改正規定は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行の日、令和8年12月25日から施行とするものであります。

以上がただいま上程されました、議案第3号長万部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第4号 長万部放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

---

○議長（柏倉恵里子） 日程第11、議案第4号長万部放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

田野保健福祉課長。

○保健福祉課長（田野憲哉） ただいま上程されました、議案第4号長万部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

今回の一部改正は、児童福祉法の規定により、市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営についての基準を条例で定めなければならないとされており、その条例は国で定める基準を参酌するものとされております。このたび、国の基準である「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」が改正されたことに伴い、本町の基準である本条例を改正するものであります。なお、いずれの条項の改正も、国で示されている基準の規定に準じた改正としております。

条例の改正内容につきましては、別紙、新旧対照表により内容を要約しご説明いたします。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

第6条の2は、安全計画の策定等で、放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、設備の安全点検、事業所での生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練について

の計画を策定しなければならないとし、また、職員に対し周知、研修及び訓練の実施、保護者への周知、計画の定期的な見直し及び変更についての規定を加えております。

第6条の3は、自動車を運行する場合の所在の確認で、バス等の送迎に当たっての安全管理の徹底を図るため、放課後児童健全育成事業者は、自動車を運行するときは、点呼その他の方法により、利用者の所在を確認しなければならないとした規定を加えております。

第10条は、職員です。2頁をご覧ください。放課後児童支援員となるに必要な研修について、都道府県知事が行うものに加え、指定都市及び中核市の長が行うものを追加する規定を加えております。また、地域における保育人材確保のため、認定された特定の都道府県及び指定都市に限り保育業務に就くことができる地域限定保育士に関する規定を加えております。

第12条は、虐待等の禁止で、児童福祉法の条項の改正に伴い、関連する文言を整理しております。

第12条の2は、業務継続計画の策定等で、放課後児童健全育成事業者は、感染症や非常災害の発生時において支援の提供を継続的に実施するための、及び早期の業務再開を図るための計画を策定するよう努めるものとし、また、職員に対し周知、研修及び訓練の実施、計画の定期的な見直し及び変更についての規定を加えております。

3頁をご覧ください。第13条は、衛生管理等で、放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施についての規定を加えております。

附則第2項は、職員の経過措置で、放課後児童支援員の研修の修了について、資格要件を緩和するため、当分の間、研修が雇用された日の属する年度の翌年度の末日までに修了することを予定している者を含むとする規定に改正しております。

附則として、この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上がただいま上程されました、議案第4号長万部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

◎議案第5号 長万部乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

---

○議長（柏倉恵里子） 日程第12、議案第5号長万部乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する

る基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

田野保健福祉課長。

○保健福祉課長（田野憲哉） ただいま上程されました、議案第5号長万部町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

今回の一部改正は、児童福祉法の規定により、市町村は、乳児等通園支援事業の設備及び運営についての基準を条例で定めなければならないとされており、その条例は国で定める基準に従い定め、またはそれを参酌するものとされております。

このたび、国の基準である「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」が改正されたことに伴い、本町の基準である本条例を改正するものであります。なお、いずれの条項の改正も、国で示されている基準の規定に準じた改正としております。

条例の改正内容につきましては、別紙、新旧対照表により内容を要約しご説明いたします。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

目次は、第28条が第29条に繰り下げられたことに伴い、文言を整理しております。

第13条の2は、児童対象性暴力等の防止で、教育・保育などの子どもに接する場での子どもへの性暴力を防ぎ、子どもの心と体を守るため、児童対象性暴力等の防止が制度化され、子どもと接する業務の従事者について、過去の性犯罪歴の確認や安全確保のための措置をしなければならないとされたことに伴い、必要な規定を加えております。

第28条は暴力団の排除で、町及び乳児等通園支援事業者は、暴力団排除条例の基本理念にのっとり、暴力団を排除するため必要な措置を講じ、また、乳児等通園支援事業者及びその職員は、暴力団または暴力団員であってはならないとする規定を加えております。

第29条は、第28条が新たに加えられたことにより、条を1条繰り下げております。

附則として、この条例は、公布の日から施行するとしておりますが、第13条の2の改正規定は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行の日、令和8年12月25日から施行とするものであります。

以上がただいま上程されました、議案第5号長万部町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第6号 財産の取得について（庁内LAN用パソコン）

---

○議長（柏倉恵里子） 日程第13、議案第6号財産の取得について（庁内LAN用パソコン）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

小山内まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小山内敏洋） ただいま上程されました、議案第6号財産の取得について提案理由と内容をご説明いたします。

提案理由は、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が700万以上の財産を取得する場合は議会の議決に付さなければならないことから提案するものであります。

議案の内容を説明する前に、取得の相手方である北海道市町村備荒資金組合からの財産の取得について仕組みをご説明いたします。

北海道市町村備荒資金組合は、道内の市町村が災害等不測の事態に備えるため、一定割合の資金を積立し運営する一部事務組合であります。この組合が市町村の代わりに取得財産を購入し、市町村に譲渡したのちにそれを町が備荒資金組合に償還返済する仕組みとなっております。購入契約が業者と備荒資金組合で交わされたのち、町は備荒資金組合へ譲り受け申請を行い、譲り受けと同時に町の財産となることから、財産の取得議決を要するものであります。

それでは議案の内容を説明いたします。取得財産が庁内LAN用パソコンで、職員の通常業務の処理と、イントラネット及びインターネットの利用のためのノートパソコン本体と付随するディスプレイ30台です。なお、譲り受け期限は令和8年9月30日までであります。

取得金額は、予定価格が700万以上でありましたが、入札の結果605万5,500円となりました。これに北海道市町村備荒資金組合が設定する利率で計算された利子分を加算した額でございます。なお、現在の利率で行きますと1.60%となる予定であります。

取得の相手方は、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道市町村備荒資金組合、組合長原田裕であります。

以上がただいま上程されました、議案第6号財産の取得についての説明であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

11時5分まで休憩いたします。

10時53分 休憩

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第7号 令和8年度長万部町一般会計補正予算（第2号）

---

○議長（柏倉恵里子） 日程第14、議案第7号令和8年度長万部町一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） ただいま上程されました、議案第7号令和8年度長万部町一般会計補正予算（第2号）について、その内容をご説明いたします。

今回の補正額は、歳入歳出にそれぞれ2,376万5,000円を追加し、補正後の予算総額を58億414万5,000円とするものであります。内容は、補正予算書に添付しております概要により、歳出からご説明いたします。

総務費は、689万9,000円の追加であります。一般管理費、負担金・補助及び交付金43万円の追加は町村会負担金37万9,000円、会議負担金5万1,000円。

企画費は、地域おこし協力隊の採用に伴う人件費と活動費の追加で、報酬は281万8,000円、職員手当等119万6,000円は期末・勤勉手当。旅費40万円。需用費25万円は消耗品費。使用料及び賃借料60万7,000円は、駐車場使用料・車や調理器具の借上料。負担金・補助及び交付金42万9,000円は、地域おこし協力隊員研修会負担金が20万円と、檜山北高校への通学定期補助としての生活交通通学定期運賃補助22万9,000円の追加。

交通安全対策費、需用費8万7,000円の追加は、交通安全推進員の交代に伴う制服の購入に係る消耗品費。

防災防犯諸費、工事請負費61万円の追加は、Jアラート受信機専用アンテナ設置工事に係る、資材高騰などによる増額分で、歳入では、20町債、総務債、防災設備整備債で60万円を追加いたしました。

戸籍住民基本台帳費、委託料7万2,000円の追加は、特定在留カードに対応するための、裏書印字システム改修委託であります。

民生費は、104万1,000円の追加であります。社会福祉総務費の扶助費は、高齢者等交通移動手段確保事業、タクシーチケット17万7,000円の追加。

老人福祉費、繰出金45万7,000円の追加は、介護保険システム改修に伴う事務費分の介護保険特別会計繰出金。

心身障害者特別対策費、委託料40万7,000円の追加は、法改正に伴う障害者自立支援システム改修委託であります。

衛生費128万1,000円の追加は予防費で、子ども家庭センター設置に伴う事務費であります。需用費69万8,000円は消耗品費と印刷費。備品購入費58万3,000円はテーブルやタブレットなどで、歳入では、14国庫支出金、民生費国庫補助金、子ども・子育て支援交付金で85万4,000円。15道支出金、民生費道補助金、子ども・子育て支援交付金で21万3,000円を追加いたしました。

農林水産業費66万9,000円の追加は林業振興費で、ヒグマ対策に伴う事務費であります。

報償費 42 万円はハンター出動謝礼。需用費 24 万 9,000 円は消耗品費で、歳入では、15 道支出金、農林水産業費道補助金に、ヒグマ対策事業 55 万 1,000 円を計上いたしました。

商工費は、500 万円の追加であります。商工振興費、負担金・補助及び交付金 350 万円の追加は、ふるさとを代表する夏祭りでの花火大会開催事業に対する祭典事業補助。観光費、負担金・補助及び交付金 150 万円の追加は、札幌市において本町が単独で開催する名品・特産品の PR 事業に対する特産品販売推進事業補助であります。

土木費は、777 万 9,000 円の追加であります。都市計画総務費、委託料 367 万円の追加は、自由通路設計業務委託。公園費は、あやめ公園外トイレ清掃の委託業務への変更に伴う補正で、清掃作業員の報酬 75 万 3,000 円の減額、委託料 119 万 9,000 円は、公園管理作業委託の追加。

住宅管理費、工事請負費 366 万 3,000 円の追加は、町営住宅はまなす第 2 団地非常灯交換工事であります。

消防費 109 万 6,000 円の追加は常備消防費で、旅費 68 万 6,000 円の追加は、気管挿管など病院実習に伴う研修旅費。負担金・補助及び交付金 41 万円の追加は、病院実習に係る救急救命士研修負担金であります。

次に、歳入についてご説明いたします。ただいま歳出でご説明した分は省略させていただきます。

1 町税は、制度改正に伴う、種別割から軽自動車税への科目の変更などで、種別割の現年課税分 1,100 万円と滞納繰越分 2 万円を減額して、軽自動車税に現年課税分 1,190 万円と滞納繰越分 2 万円を計上するものであります。

18 繰入金、財政調整基金繰入金 2,064 万 7,000 円の追加は、今回の補正で不足する財源を当基金から取り崩し、収支の均衡を図るもので、この基金取崩し後の当基金残高見込額は、6 億 7,627 万 6,000 円となります。

次に、補正予算書の 4 頁をご覧ください。第 2 表は、地方債補正の変更であります。起債の目的は、防災設備整備、変更前 1,820 万円を変更後 1,880 万円に、60 万円追加したいというものであります。

以上がただいま上程されました、令和 8 年度長万部町一般会計補正予算（第 2 号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑は歳出より行います。はじめに総務費、7 頁です。ありませんか。

辻議員。

○議員（3 番 辻紀樹） 7 頁、総務管理費の企画費の中の 18 負担金・補助及び交付金 42 万 9,000 円のうち、生活交通通学定期運賃補助 22 万 9,000 円とありますが、これ対象人数は何人でしょうか。

○議長（柏倉恵里子） 小山内まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小山内敏洋） 対象人数は 1 名でございます。

○議長（柏倉恵里子） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に民生費、8 頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に衛生費、８頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に農林水産業費、８頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に商工費、９頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に土木費、９頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に消防費、１０頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

以上で歳出を終わります。

続いて歳入を行います。はじめに町税、５頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に国庫支出金、５頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に道支出金、５頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に繰入金、６頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に町債、６頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

以上で歳入を終わります。

次に４頁をご覧ください。第２表、地方債補正を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第８号 令和８年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第１号）

---

○議長（柏倉恵里子） 日程第１５、議案第８号令和８年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

田野保健福祉課長。

○保健福祉課長（田野憲哉） ただいま上程されました、議案第８号令和８年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第１号）について、その内容をご説明いたします。

今回の補正の主なものは、介護保険法改正によるシステム改修委託及び地域包括支援センター事務委託の追加のための補正で、歳入歳出にそれぞれ241万3,000円を追加し、補正後の予算総額を8億3,455万5,000円とするものであります。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明いたします。

はじめに、歳出からご説明いたします。1総務費は、91万3,000円の追加であります。一般管理費の委託料91万3,000円は、介護保険法改正対応に係るシステム改修委託の追加による増であります。

3地域支援事業費は、150万円の追加であります。包括的支援・任意事業費の委託料150万円は、専門職充足のための地域包括支援センター事務委託の追加による増であります。

次に、歳入についてご説明いたします。4国庫支出金は、45万6,000円の追加であります。事業費補助金の介護保険事業費補助金45万6,000円は、システム改修委託に係る国庫補助金の追加による増であります。

8繰入金は、195万7,000円の追加であります。一般会計繰入金のその他一般会計繰入金45万7,000円は、システム改修委託に係る一般財源分である一般会計からの繰入金の追加による増であります。また、介護給付費準備基金繰入金150万円は、地域支援事業費の増に伴うものであります。

以上が、議案第8号令和8年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第1号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。3頁から4頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第9号 令和8年度長万部町水道事業会計補正予算（第1号）

---

○議長（柏倉恵里子） 日程第16、議案第9号令和8年度長万部町水道事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

田中水道ガス課長。

○水道ガス課長（田中俊和） ただいま上程されました、議案第9号令和8年度長万部町水道事業会計補正予算（第1号）の内容についてご説明いたします。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明いたします。

今回の補正は、収益的収入及び支出の補正で、予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、

支出の水道事業費に2,000万円を追加し、補正後の支出予定額を5億9,803万9,000円に改めるものであります。

内訳では、原水費の修繕費2,000万円の追加は、長万部地区浄水場機械及び計装設備の修繕工事であります。

以上が、令和8年度長万部町水道事業会計補正予算（第1号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。収益的支出、2頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第10号 令和8年度長万部町病院事業会計補正予算（第1号）

---

○議長（柏倉恵里子） 日程第17、議案第10号令和8年度長万部町病院事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

橋本病院事務長。

○病院事務長（橋本啓一） ただいま上程されました、議案第10号令和8年度長万部町病院事業会計補正予算（第1号）について、その内容をご説明いたします。

今回の補正は、資本的収入及び支出に係る補正であります。補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明いたします。

概要の1頁をご覧ください。予算第4条に定める資本的収入及び支出のうち、資本的収入に10万円を追加し、補正後の収入予定額を5,809万7,000円に改めるものであります。内訳は、企業債が10万円の追加で、町立病院非常用発電機更新工事事業費の確定に伴い、工事請負費の充当財源としての企業債を追加するものであります。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,035万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金1,035万9,000円で補てんをいたします。

補正予算書の1頁をご覧ください。第2条の資本的収入及び支出は、概要の中でご説明いたしましたので省略させていただきます。

第3条は企業債で、事業費確定に伴い予算第5条中、限度額5,400万円を5,410万円に改めるものであります。

以上が、令和8年度長万部町病院事業会計補正予算（第1号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。はじめに資本的収入、3頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に、1頁をご覧ください。第3条、企業債です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎報告第1号 令和7年度長万部町一般会計予算の繰越について

---

○議長（柏倉恵里子） 日程第18、報告第1号令和7年度長万部町一般会計予算の繰越についての件を議題といたします。説明員より報告を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） ただいま上程されました、報告第1号令和7年度長万部町一般会計予算の繰越についてご説明いたします。

地方自治法第213条第1項の規定に基づき、翌年度へ繰り越して使用することができる「繰越明許費」につきましては、本年3月開催の第1回町議会定例会で5事業を議決いただいておりますが、本件は、その5つの事業について調製を行ったもので、その内容についてご報告申し上げます。

令和7年度長万部町一般会計繰越明許費繰越計算書をご覧ください。款・総務費、項・戸籍住民基本台帳費の事業名「番号制度システム整備事業」から、款・土木費、項・都市計画費の事業名「新幹線長万部駅滞留空間実施設計業務委託」までの5つの事業について、令和8年度に繰越をし、現在それぞれ事業を進めております。

合計欄をご覧ください。翌年度繰越額は6億9,599万9,000円で、この財源内訳は、国・道支出金2億6,081万5,000円、地方債4億3,480万円、一般財源38万4,000円となる見込みであります。

以上、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

以上をもって本件の報告を終結いたします。

---

### ◎報告第2号 令和7年度長万部町土地区画整理事業特別会計予算の繰越について

---

○議長（柏倉恵里子） 日程第19、報告第2号令和7年度長万部町土地区画整理事業特別会計予算の繰越についての件を議題といたします。説明員より報告を求めます。

岸上新幹線推進課長。

○新幹線推進課長（岸上尚生） ただいま報告されました、報告第2号令和7年度長万部町土地区画整理事業特別会計予算の繰越についてご説明いたします。

地方自治法第213条の規定に基づき、翌年度へ繰り越して使用することができる繰越明許費につきましては、第1回町議会定例会で議決いただいておりますが、その内容についてご報告申し上げます。

令和7年度長万部町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書をご覧ください。款・事業費、項・事業費、事業名・区画道路実施設計業務委託で、金額2,397万5,000円のうち、翌年度繰越額は2,395万円で、この財源内訳は、国・道支出金1,197万5,000円、地方債1,190万円、一般財源7万5,000円となる見込みであります。

以上、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

以上をもって本件の報告を終結いたします。

---

#### ◎報告第3号 令和7年度長万部町水道事業会計予算の繰越について

---

○議長（柏倉恵里子） 日程第20、報告第3号令和7年度長万部町水道事業会計予算の繰越についての件を議題といたします。説明員より報告を求めます。

田中水道ガス課長。

○水道ガス課長（田中俊和） ただいま上程されました、報告第3号令和7年度長万部町水道事業会計予算の繰越についてご説明いたします。

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定に基づき、翌年度へ繰り越して使用することができる繰越明許費につきましては、3月開催の第1回町議会定例会で議決をいただいておりますが、その内容についてご報告申し上げます。

令和7年度長万部町水道事業会計予算繰越計算書をご覧ください。款・水道事業費、項・営業費用、事業名・水道事業耐震診断業務委託、翌年度繰越額2,031万円で、この財源内訳は水道事業収益2,031万円となる見込みであります。

説明としましては、長万部浄水場の耐震基準が満たされず継続して調査をする必要が生じ、年度内の完了が困難となったためであります。

以上、地方公営企業法第26条第3項の規定によりご報告いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

以上をもって本件の報告を終結いたします。

---

## ◎報告第4号 令和7年度長万部町公共下水道事業会計予算の繰越について

---

○議長（柏倉恵里子） 日程第21、報告第4号令和7年度長万部町公共下水道事業会計予算の繰越についての件を議題といたします。説明員より報告を求めます。

田中水道ガス課長。

○水道ガス課長（田中俊和） ただいま上程されました、報告第4号令和7年度長万部町公共下水道事業会計予算の繰越についてご説明いたします。

地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、翌年度へ繰り越して使用することができる繰越明許費につきましては、3月開催の第1回町議会定例会で議決をいただいておりますが、その内容についてご報告申し上げます。

令和7年度長万部町公共下水道事業会計予算繰越計算書をご覧ください。款・資本的支出、項・建設改良費、事業名・下水道管布設工事、翌年度繰越額1,100万円で、この財源内訳は損益勘定留保資金1,100万円となる見込みであります。

説明としましては、工事に必要な使用材料の納期遅延により、年度内の完了が困難となったためであります。

続きまして、款・資本的支出、項・建設改良費、事業名・長万部終末処理場建設工事、翌年度繰越額1億5,830万円で、この財源内訳は企業債7,500万円、国庫補助金8,329万円、損益勘定留保資金1万円となる見込みであります。

説明としましては、工事委託先での入札が不落となり、設計見直しに期間を要し年度内の完了が困難となったためであります。

以上、地方公営企業法第26条第3項の規定によりご報告いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

以上をもって本件の報告を終結いたします。

議案配付のため暫時休憩いたします。

11時31分 休憩

11時32分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

## ◎諸般の報告

---

○議長（柏倉恵里子） 諸般の報告を事務局長からいたします。

佐々木事務局長。

○議会事務局長（佐々木学） 諸般の報告をいたします。

ただいまから議題となります、同意第1号から同意第11号までの長万部町農業委員会委員の任命についての議案が町長より提出されましたのでお手元に配付いたしました。以上であります。

○議長（柏倉恵里子） 以上で諸般の報告を終わります。

---

◎同意第1号 長万部町農業委員会委員の任命についてから

同意第9号 長万部町農業委員会委員の任命についてまで

---

○議長（柏倉恵里子） 日程第22、同意第1号長万部町農業委員会委員の任命についてから、日程第30、同意第9号長万部町農業委員会委員の任命についてまでを、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。提案者の説明を求めます。

木幡町長。

○町長（木幡正志） ただいま一括上程されました、同意第1号から同意第9号までにつきまして、長万部町農業委員会委員の任命について、提案理由をご説明いたします。

本件は長万部町農業委員会の委員の選任に関する規則第8条の規定に基づく、長万部町農業委員会の任命であります。令和8年7月19日で現在の農業委員会の任期が満了となることから、令和8年2月に農業委員を募集した結果11名の応募があり、今回農業委員の任命について、議会の同意を求めるものであります。なお任期は令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年となります。

同意第1号は門間浩司氏で、住所などにつきましては議案に記載のとおりであります。なお、以降の方々につきましても同様ですので、住所などにつきましては省略させていただきます。

同意第2号は、中込真規夫氏です。

同意第3号は、佐橋和哉氏です。

同意第4号は、木村正行氏です。

同意第5号は、土本治氏です。

同意第6号は、加藤京子氏です。

同意第7号は、加藤政子氏です。

同意第8号は、三原勉氏です。

同意第9号は、川瀬直人氏です。

よろしくご同意くださりますようお願いを申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

これより採決を行います。採決は1議案ごとに行います。

日程第22、同意第1号長万部町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本件は同意することに決定いたしました。

日程第23、同意第2号長万部町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本件は同意することに決定いたしました。

日程第24、同意第3号長万部町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本件は同意することに決定いたしました。

日程第25、同意第4号長万部町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本件は同意することに決定いたしました。

日程第26、同意第5号長万部町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本件は同意することに決定いたしました。

日程第27、同意第6号長万部町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本件は同意することに決定いたしました。

日程第28、同意第7号長万部町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本件は同意することに決定いたしました。

日程第29、同意第8号長万部町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本件は同意することに決定いたしました。

日程第30、同意第9号長万部町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本件は同意することに決定いたしました。

---

#### ◎同意第10号 長万部町農業委員会委員の任命について

---

○議長（柏倉恵里子） 日程第31、同意第10号長万部町農業委員会委員の任命についての件を議題といたします。地方自治法第117条の規定により、辻議員の退場を求めます。

〔議員（3番 辻紀樹）除斥〕

提案者の説明を求めます。

木幡町長。

○町長（木幡正志） ただいま上程されました同意第10号につきまして、長万部町農業委員会委員の任命について、提案理由の説明をいたします。

提案理由は先ほどと同じでありまして、農業委員として任命いたしたく議会の同意をお願いする者は辻紀樹氏で、住所などにつきましては議案に記載のとおりであります。よろしくご同意くださいますようお願いを申し上げます。以上です。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本件は同意することに決定いたしました。

辻議員の入場を許可いたします。

〔議員（３番 辻紀樹）入場〕

---

#### ◎同意第１１号 長万部町農業委員会委員の任命について

---

○議長（柏倉恵里子） 日程第３２、同意第１１号長万部町農業委員会委員の任命についての件を議題といたします。地方自治法第１１７条の規定により、長崎議員の退場を求めます。

〔議員（７番 長崎厚）除斥〕

提案者の説明を求めます。

木幡町長。

○町長（木幡正志） ただいま上程されました同意第１１号につきまして、長万部町農業委員会委員の任命について、提案理由の説明をいたします。

提案理由は先ほどと同じでありまして、農業委員として任命いたしたく議会の同意をお願いする者は長崎厚氏で、住所などにつきましては議案に記載のとおりであります。よろしくご同意くださりますようお願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本件は同意することに決定いたしました。

長崎議員の入場を許可いたします。

〔議員（７番 長崎厚）入場〕

---

#### ◎休会の決定

---

○議長（柏倉恵里子） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により６月１７日と１８日の２日間を休会としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって６月１７日と１８日の２日間を休会とすることに決定いたしました。

た。

なお、本会議は6月19日午前10時から再開いたしますのでご承知おき願います。

---

◎散会宣告

---

○議長（柏倉恵里子） 本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでした。

11時43分 散会

---